

公 示 日 : 2024 年 11 月 6 日 (水)

調達管理番号 : 24a00717

国 名 : エチオピア国

担 当 部 署 : 経済開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ 2 (園芸生産研修)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 園芸生産研修
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 12 月中旬から 2026 年 2 月下旬
- (2) 業務人月 : 2.60
- (3) 業務日数 : 第 1 次 準備業務 4 日、現地業務 30 日、整理業務 2 日  
第 2 次 準備業務 2 日、現地業務 30 日、整理業務 4 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 カ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、

契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(5) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度（2025年2月頃）

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年11月20日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

◇ 評価結果の通知：2024年11月29日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 26点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

（2）業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 35点
- ② 対象国・地域での業務経験 7点
- ③ 語学力 14点
- ④ その他学位、資格等 14点

（計100点）

類似業務経験の分野	野菜栽培に関する技術指導（SHEP アプローチの経験があることが望ましい）
対象国及び類似地域	東アフリカ及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- （1）参加資格のない社等：特になし
- （2）必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

#### 6. 業務の背景

エチオピア連邦民主共和国（以下、「エチオピア」という。）は、人口の79.2%（2018年）が農村部に暮らし、エチオピアの雇用の約67%（2019年）を農業が生み出している。農業のGDPに占める割合は約38%（2021年）であるもの

の、農業は毎年 7%弱の堅調な成長を遂げており、エチオピアの経済を牽引する最も重要なセクターとされている。

2021 年に国会承認されたエチオピアの長期経済計画である 10 年開発計画（2021～2030 年）では、2030 年までの開発方針として「生産性と競争力の強化」を打ち出し、農業セクターにおいては農家の生計向上、付加価値のある農産物の輸出、農村での雇用機会の創出等に取り組むとしている。その中で、重点分野の 1 つとして園芸作物振興が定められており、特に灌漑栽培や都市近郊農業の振興によって園芸作物の生産拡大を目指すとしている。さらに、2017 年に策定された国家農業普及戦略及び国家園芸開発マーケティング戦略でも、農業の競争力強化のため園芸作物振興に取り組むとしている。

しかし、国家農業普及戦略では、市場志向型農業振興の方針・方策として掲げられている一方、具体的な普及手法は明確になっておらず、職員の技術力不足や市場志向型農業に対する理解不足といった課題のため、農業普及の現場では市場ニーズをとらえた栽培指導が行われない状況が続いていた。

このような状況下、同国政府は、ケニアの JICA 技術協力プロジェクトで開発された市場志向型農業振興の普及手法である「Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (SHEP) アプローチ」をエチオピアで実践すべく、技術協力プロジェクト「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト」（2017～2023 年）（以下、「フェーズ 1」という。）を要請し、市場志向の農業普及強化に取り組んだ。フェーズ 1 では、アムハラ州、オロミア州の 2 州を対象とし、小規模園芸農家の栽培技術、販売力、経営力を強化することにより、対象農家の園芸作物販売収益が平均で 2 倍以上向上した。また、同国政府の園芸普及文書へ SHEP アプローチの考え方が反映され、上記 2 州ではカウンターパート（以下、「C/P」という。）の自助努力によりプロジェクト対象地域以外でも SHEP アプローチを取り入れた活動が行われるようになってきている。この成功を受け、同国政府は、より広範囲での持続可能な政府園芸普及システムへの改善及び他開発パートナー等への SHEP アプローチの波及を目指し、フェーズ 2 に当たる本事業の実施を要請し、2023 年 8 月より開始されている。

なお、「エチオ SHEP パッケージ」（エチオピア版 SHEP アプローチの活動群）には、SHEP アプローチが推奨する標準的な活動すべてを行う「標準パッケージ」と、実施機関の予算・人員面が十分でない中でも実施できる「簡易パッケージ」の 2 つがある。フェーズ 1 で、アムハラ州及びオロミア州において標準パッケ

ージが導入され一定の成果が出たことから、これら2州においては、今後、簡易パッケージを中心に面的な展開を図り、新たに対象となるシダマ州及び旧南部諸民族州については、まずは「標準パッケージ」を導入し、徐々に「簡易パッケージ」への転換を進めることとしている。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者と協議・調整しつつ、担当分野に係る活動を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 準備業務 (2024年12月中旬～2024年12月下旬)

- ① 2024年1月から2月にかけて派遣された短期専門家報告書や同専門家が作成した技術研修 (Technical ToT) のカリキュラム並びに教材を確認し、本プロジェクト専門家が第1バッチとして2024年6月から7月にかけて実施した技術研修 (Technical ToT) の実施状況並びに課題に関する情報を確認し、現地調査で行うべきカリキュラムや研修内容 (教材を含む) の改定案について検討し、ワークプランを準備する。
- ② 本プロジェクトの専門家と協議を行い、適宜ワークプランを修正しつつ、現地活動に関する詳細を調整する。修正後のワークプランはJICA経済開発部、JICAエチオピア事務所、プロジェクト専門家へ共有する。

### (2) 第1次現地業務 (2025年1月上旬～2025年2月上旬)

- ① 現地業務開始時にJICAエチオピア事務所、C/P機関にワークプランの説明を行う。
- ② 技術研修 (Technical ToT) のカリキュラム並びに教材 (紙芝居、配布資料等)、実習の実施方法について、2024年6月実施の第1バッチでの実施状況・課題を踏まえた修正を支援する。また必要に応じて新規教材の作成を支援する。
- ③ 上記②で作成 (修正を含む) 支援した教材を使用して、中部エチオピア州、シダマ州及び南エチオピア州に対する第2バッチの技術研修 (特に堆肥、施肥、育苗、病害虫管理の実習) の準備を行う。また、技術研修に先立ち実施するC/Pおよび県 (Zone) や郡 (Woreda) の技術スタッフを対象にしたファシリテーター研修において、講師・ファシリテーターとなる技術スタッ

フへの技術指導を行う。

- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICA エチオピア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第1次国内整理業務（2025年2月中旬～2025年2月下旬）

専門家業務進捗報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

(4) 第2次国内準備期間（2025年12月中旬～2025年12月下旬）

第2次派遣にかかるワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA 経済開発部に提出する。併せて、JICA エチオピア事務所、プロジェクト専門家にもデータを送付する。

(5) 第2次現地業務（2026年1月上旬～2026年2月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA エチオピア事務所、C/P 機関にワークプランの説明を行う。
- ② 第2バッチの対象農家の園芸生産や営農活動及び普及員による農家研修をモニタリングし、必要に応じて適切な技術指導を行う。
- ③ 第3バッチ（中部エチオピア州、シダマ州及び南エチオピア州）に対する技術研修（堆肥、施肥、育苗、病害虫管理、各園芸作物の特性等を含む）の準備をする。
- ④ 研修カリキュラム及び研修教材の開発・改訂を行う。特に農家グループの選定作物に関する栽培教材を作成・改訂する。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA エチオピア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(6) 第2次国内整理業務（2026年2月中旬～2026年2月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) ワークプラン

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 英文 5 部（JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）

### (2) 現地業務結果報告書

現地業務期間終了時。提出部数は以下のとおり。

- ・ 英文 5 部（JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所へ各 1 部、C/P 機関へ 3 部）
- ・ 和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA エチオピア事務所へ各 1 部）

### (3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）

2026 年 2 月 27 日（金）までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びエチオピア事務所に提出し、報告する。

C/P と協働して作成した研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 10 月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

- (ア) チーフアドバイザー（JICA 専門家）
- (イ) モニタリング・データ分析／研修（JICA 専門家）
- (ウ) 園芸生産研修（本コンサルタント）
- (エ) 業務調整（JICA 専門家）

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクト専門家または JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：あり（G/P 機関の建物内にあるプロジェクト専門家チームのデスク）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2」詳細計画策定調査報告書
  - ・エチオピア国市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクトフェーズ2（園



芸生産) 専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。

・「市場志向型小規模園芸農業推進プロジェクト資料集」

<https://www.jica.go.jp/Resource/project/ethiopia/010/materials/index.html>

・ *The project for smallholder horticulture farmer empowerment through 8 promotion of market-oriented agriculture (Ethio-SHEP) : project completion report*

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049697.pdf>

### (3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができま

す。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上